

「空き家・空き地及び所有者不明土地対策の推進」を求める意見書

2023年8月の新設住宅着工戸数は前年同月比9.4%減の7万399戸で、3カ月連続の減少となった。

また、資材高騰による物件価格の上昇等により、消費者の購入意欲が低い状況が続いている。

一方、全国各地で人口減少・高齢社会の進行・相続放棄等によって「空き家」が社会課題化し、国や地方自治体が対策に乗り出してはいるものの、抜本的な解決策にいたらず、いびつな街並み景観を形成することにも加担しているといっても過言ではない。さらには、「空き地」「所有者不明土地」の増加も顕著に現れており、現対策では歯止めが効いていない状況にあり、非常に苛立たしい。

京都市では居住者のいない住宅の所有者に課税する「非居住住宅利活用促進税」の導入を盛り込んだ条例を2026年度にも施行する予定と表明をしている。このように、地方自治体に及ぼす影響は大変大きく、国の財政支援と自治体を持つ権限の強化・拡大が必要不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、本市議会は国・政府に対し「空き家・空き地及び所有者不明土地対策の推進」について、より強化・充実を図るため、次の措置を講じることを強く求める。

1. 地方自治体が空き家・空き地及び所有者不明土地対策を適正に推進できるよう、財産管理制度の円滑な活用や残置物の処理方法及び先進事例等を整理して情報提供するなど、支援を強化すること。
2. 特定空き家や管理不全空き家の発生を防止するため、所有者及び相続人の管理責任の更なる強化を図ること。
3. 不動産の所有権移転等の登記を促進するため、登録免許税の軽減措置の継続・拡充など所有権者の負担軽減を図ること。
4. 空き家・空き地の長期間の放置や増加を抑制するため、流通を促進する仕組みを充実するとともに空き家・空き地バンクの運用や所有者への働きかけなど、地方自治体が行う取組に対し財政的及び技術的な支援を行うこと。
5. 空き家・空き地の所有者情報について、所有者の同意が得られない場合においても、空家等管理活用支援法人や所有者不明土地利用円滑化等推進法人等に提供し有効活用できるよう、守秘義務を緩和する仕組みを検討すること。
6. 空家対策特別措置法の対象外である「長屋」については、条例で対

応しているが、課税情報の利用や是正指導の実効性などに限界があることから、同法の対象に加えること。

7. 廃業旅館、マンション、工場などの大規模空き家対策について、単独の自治体では財政的、人的負担が過大なため、国や都道府県が管轄する制度を構築すること。
8. 倒壊する危険のある空き家等に対し、地方自治体の代執行による除却を推進するための財政措置及び所有者への解体費用の助成を拡充すること。
9. 空き家における草木の繁茂等生活環境問題について、市町村に指導権限を与え問題解決が図られるよう、空き家対策特別措置法と同様の法整備を図ること。
10. 所有者不明土地の早期解消を図るため、不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との連携を図るなど、多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組みを構築すること。
11. 地籍調査について、効率的な調査手法の積極的な導入を推進するとともに、地域からの要望を踏まえ、必要な予算を十分に確保すること。
12. 空き家・空き地対策を担う人材を育成するため、専門家の派遣制度や研修機会の充実を図ること。
13. 広く国民に対して様々な媒体を通して、空き家・空き地の問題意識の醸成と不動産の適正管理・活用の啓発を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

衆議院議長 様 ほか

富山県魚津市議会
議長 浜田 泰友